

訪問介護サービス重要事項説明書

(2026 年 6 月 1 日 現在)

エイトケア石神井プラスにおける、訪問介護サービスに係る基本的事項について、ご説明します。
訪問介護サービスのご依頼に際し、以下の事項にご了承いただきますようお願いいたします。

1. サービスを提供する事業所の概要

事業所名	エイトケア石神井プラス
所在地	東京都練馬区高野台 1-15-3 パルティール 1F
電話番号	03-6915-9690
FAX	03-6915-9691
営業日	月曜日から金曜日
営業時間	午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分
サービス提供時間	午前 7 時 00 分から午後 8 時 00 分
サービス実施地域	練馬区、中野区、杉並区

2. 当社の概要

法人名	株式会社 サネクション
代表者	代表取締役 伏見 一
本社所在地	埼玉県所沢市若狭 4-2505-53
電話番号	03-5848-5968
事業開始時期	2022 年 10 月
営業種目	居宅介護支援、地域密着型通所介護、訪問介護

3. 事業目的と運営方針

(1) 事業目的

訪問介護事業の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態にある利用者に対し、適切な訪問介護サービスを提供することを目的とします。

(2) 運営方針

- ① 利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介助、調理、洗濯、掃除等の家事を総合的に提供します。
- ② 要介護状態の軽減若しくは、悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに、居宅介護支援事業者との連携に努めます。
- ③ 訪問介護サービス提供にあたり、関係市区町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図ることによって総合的なサービス提供に努めます。
- ④ 訪問介護サービスの提供にあたり、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、公正中立に行います。
- ⑤ 事業の運営にあたり、自らその提供する訪問介護サービスの質の評価を行い、常に改善を図ることとします。(第三者評価未実施)

4. 当該事業の職員体制

職種	主な職務の内容	員数
管理者	管理業務	常勤 1 名
サービス提供責任者	計画作成・サービス調整	常勤 2 名以上、利用者数に応じて配置
訪問介護員	身体介護・生活援助	常勤換算方法で 2.5 名以上 (サービス提供責任者を含む)

5. サービス内容

身体介護	食事・水分補給等の介助、排泄介助、衣服着脱の介助、入浴の介助、身体の清拭、洗髪、通院等の介助、起床・就寝の介助、体位交換、その他必要な身体介護
生活援助	調理、買い物、衣類の洗濯、補修、住宅等の掃除、関係機関との連絡、その他必要な生活援助
その他	介護に関する相談・助言、その他必要な相談・助言

6. 利用料金

(1) 利用料

介護保険給付サービスの料金は【料金表】基本料金及び加算料金のとおりです。介護保険提供における自己負担額は、負担割合証に基づく額となります。ただし、介護保険の給付範囲を超えたサービス利用分は、全額自己負担となります。

【料金表 ―基本料金・昼間―】

		基本料金	介護保険適用における自己負担額		
			1 割	2 割	3 割
身体介護	20 分未満	1,858 円	186 円	372 円	558 円
	20 分～30 分未満	2,781 円	279 円	557 円	835 円
	30 分～1 時間未満	4,411 円	442 円	883 円	1,324 円
	1 時間以上	6,463 円	647 円	1,293 円	1,939 円
	1 時間を超えて 30 分を増すごとに	934 円	94 円	187 円	281 円
生活援助	20 分以上 45 分未満	2,040 円	204 円	408 円	612 円
	45 分以上	2,508 円	251 円	502 円	753 円

※ 上表の料金設定の基本となる時間は、現に要した時間ではなく、訪問介護計画書に位置付けられた内容の訪問介護サービスを提供する標準的な時間を基準とします。

※「身体介護」中心の訪問介護を行った後に、引き続き所要時間 20 分以上の「生活援助」中心の訪問介護を行ったときは、当該「生活援助」中心の訪問介護の所要時間が 25 分増すごとに 65 単位（195 単位を限度とする）を加算した単位数を算定することになります。

※利用者の心身の状況等により、1 人の訪問介護員によるサービスが困難であると認められる場合で、利用者の家族の同意を得て、2 人の訪問介護員によるサービスを行った場合、基本料金の 2 倍の料金となります。

【料金表 ―加算料金―】

	加算料金	介護保険適用における自己負担額		
		1 割	2 割	3 割
初回加算	2,280 円	228 円	456 円	684 円
緊急時訪問介護加算	1,140 円	114 円	228 円	342 円
夜間又は早朝の場合	ご利用いただいた 1 回の所定単位数に 25% を加算します。			
介護職員等処遇改善加算 (I 口)	1 ヶ月にご利用いただいた所定単位数に 28.7% を加算します。			

※ 1 円未満はお支払いの際、切捨てとなります。

※ 介護保険適用の場合でも、保険料滞納等により保険給付金が直接事業者に支払われない場合があります。その場合は一旦介護保険適用外の料金を頂き、サービス提供証明書を発行します。後日、サービス提供証明書を市区町村の窓口に提出すると差額の払い戻しを受けることができます。

(2) 交通費

前記 1 で示したサービス実施地域にお住まいの方は、無料です。それ以外の地域の方は、訪問介護員が訪問するために公共の交通機関を利用した場合には、その交通費の実費が必要です。なお、自動車にて訪問する場合は、以下の交通費を負担していただきます。

当事務所の通常サービス実施地域を超えた地点から 1 km ごとに片道	10 円
------------------------------------	------

(3) キャンセル規程

キャンセルの連絡がなく訪問介護員が訪問し、利用者の不在の場合は下記を徴収いたします。

前日の午後 5 時 30 分までにご連絡がない場合	1,500 円 (税込)
---------------------------	--------------

7. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話でお申し込みください。

作成された居宅サービス計画書に基づいて日程等の調整をさせていただき、決定後サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

① 利用者の都合によりサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の 1 週間前までに、文書等でお申し出ください。

② 事業者の都合によりサービスを終了する場合

やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させて頂く場合がございます。その場合は、終了 1 ヶ月前までに文書にて通知いたします。

③ 自動終了

以下の場合、自動的にサービスを終了いたします。ただし、必ずサービスを終了する旨をお電話等で担当者までご連絡ください。

- ・ 利用者が介護保険施設等に入所した場合
- ・ 利用者の要介護認定区分が、自立 (非該当) 又は要支援 1・2 と判断された場合
- ・ 利用者が亡くなった場合

8. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次の措置を講ずるとともに、虐待を受けている恐れがある場合はただちに市区町村へ報告するものとします。

- ・虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。
- ・虐待の防止のための指針を整備します。
- ・職員に対し、虐待の防止のための研修（年1回以上及び採用時）を実施します。
- ・前3項にあげる措置を適切に実施するための担当者（担当者は管理者）を置きます。

9. 身体拘束等の禁止

事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。ただし、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

10. 秘密保持

- ・事業者及び事業者の使用するものは、訪問介護サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、契約終了後も継続します。
- ・あらかじめ文書により利用者の同意を得た場合は利用者の個人情報を、利用者の家族の同意を得た場合は利用者の家族の個人情報を、前項の規定に関わらず、同意書の内容に基づいて利用できるものとします。

11. 事故発生時の対応

- ・利用者に対する訪問介護サービスの提供により事故発生した場合は、市区町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに必要措置を講じます。
- ・当該事故の状況及び事故に際してとった処置について記録を行います。
- ・利用者に対する訪問介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、協議の上、損害賠償を速やかに行います。

12. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業所等へ連絡いたします。

主治医	病院名	
	氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	(続柄)
	連絡先	

13. サービス内容に関する相談・苦情窓口

■当社窓口

【事業所の窓口】 エイトケア石神井プラス 管理者：山本 純	03-6915-9690
-------------------------------------	--------------

■国保連窓口

東京都国民健康保険団体連合会	03-6238-0177
----------------	--------------

■練馬区窓口

練馬区保健福祉サービス 苦情調整委員事務局	03-5984-1472
練馬区役所 高齢施策担当部 高齢社会対策課 介護予防係	03-5984-2094

事業者は、訪問介護サービスの提供開始にあたり、利用者に対して
本書面に基づいて重要事項を説明し、交付を行いました。

年 月 日

■事業者

＜所在地＞ 東京都練馬区高野台1-15-3 パルティール1F
＜管理者＞ 山本 純
＜事業所名＞ エイトケア石神井プラス

■説明者 <氏名> _____

私は、本書面により、事業者から訪問介護サービスについて、
重要事項の説明を受け、その内容に同意し、交付を受けました。

■利用者 <氏名> _____

(代理人) <氏名> _____

※上記代理人を選任した場合のみ

練馬区地域包括支援センター一覧

■地域の相談・苦情受付窓口

(地域包括支援センター)			
支所名	所在地	電話番号	担当地域
第2育秀苑	羽沢 2-8-16	03-5912-0523	旭丘、小竹町、羽沢、栄町
桜台	桜台 1-22-9	03-5946-2311	桜台
豊玉	豊玉南 3-9-13 2階	03-3993-1450	豊玉中、豊玉南
練馬	練馬 2-24-3	03-5984-1706	練馬
練馬区役所	豊玉北 6-12-1	03-5946-2544	豊玉上、豊玉北
中村橋	貫井 1-9-1 中村橋区民センター 2階	03-3577-8815	貫井、向山
中村かしわ	中村 2-25-3	03-5848-6177	中村、中村南、中村北
北町	北町 2-26-1	03-3937-5577	錦、北町 1-5・8、平和台
北町はるのひ	北町 6-35-7	03-5399-5347	氷川台、早宮、北町 6・7
田柄	田柄 4-12-10	03-3825-2590	田柄 1-4、光が丘 1
練馬高松園	高松 2-9-3	03-3926-7871	春日町、高松 1-3
光が丘	光が丘 2-9-6	03-5968-4035	光が丘 2-4-6、旭町、 高松 5 丁目 13-24 番
光が丘南	光が丘 3-3-1-103	03-6904-0312	高松 4・5 丁目 1-12 番、 田柄 5、光が丘 3・7
第3育秀苑	土支田 1-31-5	03-6904-0192	土支田、高松 6
高野台西	高野台西 5-24-1 高野台デパートビルセンター内	03-6913-1515	谷原、高野台 2-5
高野台	高野台 1-7-29	03-5372-6300	富士見台、高野台 1、南田中 1-3
石神井	石神井町 3-30-26	03-5923-1250	三原台、石神井町、石神井台 1-3
moi(モア)	下石神井 3-6-13	03-3996-0330	下石神井、南田中 4・5
第二光陽苑	関町北 5-7-22	03-5991-9919	石神井台 2・5-8、関町東 2、 関町北 4・5
関町	関町北 1-7-2 関区民センター内 1階	03-3928-5222	関町北 1-3、関町南 2-4、立野町
上石神井	上石神井 1-6-16	03-3928-8621	上石神井、関町東 1、関町南 1、 上石神井南町、石神井台 4
やすらぎミラージュ	大泉町 4-24-7	03-5905-1190	大泉町 1-4
大泉北	大泉学園町 4-21-1	03-3924-2006	大泉学園町 4-9
大泉学園	大泉学園町 2-20-21	03-5933-0156	大泉学園町 1-3、大泉町 5・6、東大 泉 3-52-55、3-58-66
南大泉	南大泉 5-26-19	03-3923-5556	西大泉、西大泉町、南大泉 5・6
大泉	東大泉 1-28-1 リズム大泉学園内 2階	03-5387-2751	東大泉 1・2、東大泉 3-1-51、3-56- 57、東大泉 4-6
やすらぎシティ	東大泉 7-27-49	03-5935-8321	東大泉 7、南大泉 1-4